

こ 成 事 第 5 2 0 号
令 和 5 年 1 0 月 1 2 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

こども家庭庁長官
(公 印 省 略)

保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「保育対策総合支援事業費補助金
交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、令和5年4
月1日から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこ
の旨通知されたい。

別 紙

保育対策総合支援事業費補助金交付要綱

(通則)

- 1 保育対策総合支援事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及び子ども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和 5 年内閣府令第 41 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この統合補助金は、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育の設置等による保育の受け皿の確保や保育の担い手となる保育人材の確保に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この統合補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 保育士資格取得支援事業

① 保育士資格取得支援事業

「保育人材確保事業の実施について」（平成 29 年 4 月 17 日雇児発 0417 第 2 号）の別添 1 に定める「保育士資格取得支援事業実施要綱」の I 「保育士資格取得支援事業」による次に掲げる事業

ア 都道府県、指定都市又は中核市が行う事業

イ 地方公共団体以外の者（以下「民間団体等」という。）が行う事業に対して都道府県、指定都市又は中核市が補助する事業

② 保育士試験による資格取得支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添 1 に定める「保育士資格取得支援事業実施要綱」の II 「保育士試験による資格取得支援事業」による次に掲げる事業

ア 受験対策学習費用補助事業

民間団体等が行う事業に対して都道府県、指定都市又は中核市が補助する事業

イ 保育士試験受験直前講座実施事業

都道府県又は指定都市が行う事業

(2) 保育士試験追加実施支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添 2 に定める「保育士試験追加実施支援事業実施要綱」により、都道府県又は指定都市が行う事業

(3) 保育士養成施設に対する就職促進支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添3に定める「保育士養成施設に対する就職促進支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 都道府県が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(4) 保育士宿舎借り上げ支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添4に定める「保育士宿舎借り上げ支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(5) 保育人材等就職・交流支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添5に定める「保育人材等就職・交流支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(6) 保育体制強化事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添6に定める「保育体制強化事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
- ② ①の事業に対して都道府県が補助する事業

(7) 保育補助者雇上強化事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添7に定める「保育補助者雇上強化事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
- ③ ①又は②の事業（指定都市及び中核市を除く。）に対して都道府県が補助する事業

(8) 若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添8に定める「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 都道府県又は市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して都道府県又は市町村が補助する事業

(9) 保育士・保育所支援センター設置運営事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添9に定める「保育士・保育所支援センター設置運営事業実施要綱」により、都道府県、指定都市又は中核市が行う事業

(10) 保育士・保育の現場の魅力発信事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添10に定める「保育士・保育の現場の魅力発信事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 保育士という職業や保育の現場の魅力発信

- ア 都道府県又は指定都市が行う事業
- イ 民間団体等が行う事業に対して都道府県又は指定都市が補助する事業

② 保育士が相談しやすい体制整備

- ア 都道府県又は市町村が行う事業
- イ 民間団体等が行う事業に対して都道府県又は市町村が補助する事業

(11) 保育士修学資金貸付等事業

「保育士修学資金の貸付け等について」（令和5年6月7日こ成基第18号）の別紙に定める「保育士修学資金貸付等制度実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 都道府県又は指定都市が行う事業
- ② 都道府県又は指定都市が適当と認める社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人が行う事業に対して都道府県又は指定都市が補助する事業

(12) 保育所等改修費等支援事業

「認可保育所等設置支援等事業の実施について」（令和5年4月19日こ成保第15号）の別添1に定める「保育所等改修費等支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(13) 都市部における保育所等への賃借料等支援事業

「認可保育所等設置支援等事業の実施について」の別添2に定める「都市部における保育所等への賃借料等支援事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

- ① 都市部における保育所等への賃借料支援事業
市町村が行う事業又は民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業に対して都道府県が補助する事業
- ② 保育所設置促進事業
民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(14) 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業

「認可保育所等設置支援等事業の実施について」の別添3に定める「認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

- ① 認可化移行可能性調査支援事業、認可化移行助言指導支援事業、指導監督基準遵守助言指導支援事業
 - ア 都道府県が行う事業
 - イ 市町村が行う事業（都道府県が別途補助する場合も含む）
- ② 認可化移行移転費等支援事業
 - ア 市町村が行う事業（都道府県が別途補助する場合も含む）
 - イ 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業（都道府県が別途補助する場合も含む）

(15) 民有地マッチング事業

「認可保育所等設置支援等事業の実施について」の別添4に定める「民有地マッチング

事業実施要綱」による次に掲げる事業

① 土地等所有者と保育所整備法人等のマッチング支援、整備候補地等の確保支援

ア 都道府県が行う事業

イ 市町村が行う事業（都道府県が別途補助する場合も含む）

② 地域連携コーディネーターの配置支援

ア 都道府県が行う事業

イ 市町村が行う事業（都道府県が別途補助する場合も含む）

ウ 民間団体等が行う事業に対して都道府県が補助する事業

エ 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業（都道府県が別途補助する場合も含む）

(16) 広域的保育所等利用事業

「多様な保育促進事業の実施について」（平成29年4月17日雇児発0417第4号）別添5に定める「広域的保育所等利用事業実施要綱」により、市町村が行う事業

(17) 保育利用支援事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添1に定める「保育利用支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

① 市町村が行う事業

② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(18) 3歳児受入れ等連携支援事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添2に定める「3歳児受入れ等連携支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

① 3歳児受入れ連携支援事業

ア 市町村が行う事業

イ 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

② 家庭的保育コンソーシアム形成事業

市町村が行う事業

(19) 医療的ケア児保育支援事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添3に定める「医療的ケア児保育支援事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

① 都道府県、指定都市又は中核市が実施する事業

② 市町村（指定都市及び中核市を除く。）が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

(20) 家庭支援推進保育事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添4に定める「家庭支援推進保育事業実施要綱」による次に掲げる事業

① 市町村が行う事業

② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(21) 保育所等における要支援児童等対応推進事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添8に定める「保育所等における要支援児童等対応推進事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 都道府県が行う事業
- ② 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(22) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業

「保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」(令和5年5月25日こ成保第50号)の別添2に定める「認可外保育施設の衛生・安全対策事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

- ① 指定都市又は中核市(以下この号において「指定都市等」という。)が実施する事業
- ② 指定都市等が実施主体として認めた者が行う事業に対して指定都市等が助成する事業
- ③ 市町村(指定都市等を除く。)が実施する事業又は市町村が実施主体として認めた者が行う事業に対して市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業

(23) 保育環境改善等事業

「認可保育所等設置支援等事業の実施について」の別添5に定める「保育環境改善等事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

- ① 基本改善事業及び環境改善事業(安全対策事業、緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業、新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業を除く。)

ア 指定都市又は中核市(以下この号において「指定都市等」という。)が実施する事業

イ 指定都市等が実施主体として認めた者が行う事業に対して指定都市等が助成する事業

ウ 市町村(指定都市等を除く。)が実施する事業又は市町村が実施主体として認めた者が行う事業に対して市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業

- ② 環境改善事業(安全対策事業)

ア 都道府県が実施主体として認めた者が行う事業に対して都道府県が補助する事業

イ 市町村が実施主体として認めた者が行う事業に対して市町村が補助する事業

- ③ 環境改善事業(緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業)

ア 市町村が行う事業

イ 市町村が実施主体として認めた者が行う事業に対して市町村が助成する事業

(24) 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業

「保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」の別添1に定める「保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

- ① 都道府県又は市町村が行う事業

② 市町村（指定都市及び中核市を除く。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(25) 放課後居場所緊急対策事業

「放課後児童対策支援事業の実施について」（令和5年4月12日こ成環第6号）の別添1に定める「放課後居場所緊急対策事業実施要綱」により市町村が行う事業（都道府県が別途補助する場合も含む）

(26) 小規模多機能・放課後児童支援事業

「放課後児童対策支援事業の実施について」の別添2に定める「小規模多機能・放課後児童支援事業実施要綱」により市町村が行う事業（都道府県が別途補助する場合も含む）

(27) 待機児童対策協議会推進事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添6に定める「待機児童対策協議会推進事業実施要綱」により、都道府県が行う事業

(28) 新たな待機児童対策提案型事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添7に定める「新たな待機児童対策提案型事業実施要綱」による次に掲げる事業

① 都道府県又は市町村が行う事業

② 民間団体等が行う事業に対して都道府県又は市町村が補助する事業

③ 市町村が行う事業又は民間団体等が行う事業に対して市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業

(29) 認可外保育施設改修費等支援事業

「保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」の別添3に定める「認可外保育施設改修費等支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

① 都道府県又は市町村が行う事業

② 民間団体等が行う事業に対して都道府県又は市町村が補助する事業

(30) 保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添9に定める「保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業実施要綱」により市町村が行う事業

（交付額の算定方法）

4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された第2欄の種目ごと（3の（3）、（4）、（6）、（7）、（12）から（14）まで、（17）、（18）の①、（20）、（21）、（23）、（29）及び（30）については施設ごと、（16）については箇所ごと、（25）及び（26）については事業所ごと）の算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（1）直接補助事業

① 3の（4）の事業以外

ア 第2欄の種目ごと（3の（3）、（7）、（10）、（12）から（14）まで、（17）、（18）の①、（20）、（21）、（23）、（29）の①及び（30）については施設ごと、（16）については箇所ごと、（25）及び（26）については事業所ごと）に、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

② 3の（4）の事業

ア 特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村

（ア）施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該額に4分の3を乗じる。

ただし、平成29年度末時点で本事業の補助を受けていた者について、同一事業所において、本事業の補助を引き続き受ける場合は、イ（ア）の算出方法によるものとする。

（イ）（ア）により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ア以外の市町村

（ア）施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

（2）間接補助事業

① 3の（1）の①イ及び②ア、（3）の②、（5）の②、（8）の②、（10）の①イ及び②イ、（11）の②、（14）の②イ、（15）の②ウ及びエ、（17）の②、（18）の①イ、（20）の②並びに（28）の②イ及びウの事業

ア 第2欄の種目ごと（3の（3）の②、（14）の②イ、（17）の②、（18）の①イ及び（20）の②については施設ごと）に、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と都道府県又は市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

② 3の（4）の②の事業

ア 特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村

（ア）施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比

較して少ない方の額を選定し、当該額に4分の3を乗じる。

ただし、平成29年度末時点に本事業の補助を受けていた者について、同一事業所において、本事業の補助を引き続き受ける場合は、イ（ア）の算出方法によるものとする。

（イ）（ア）により選定された額に4分の3を乗じた額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ア以外の市町村

（ア）施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額に4分の3を乗じた額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

③ 3の（6）の事業

ア ①の事業

（ア）施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ②の事業

（ア）施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額に4分の3を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

④ 3の（7）の事業

ア ②の事業

（ア）施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ③の事業

（ア）施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比

較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額に8分の7を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑤ 3の(12)の②の事業

ア 家庭的保育改修費等

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ アの事業以外

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額に4分の3を乗じた額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑥ 3の(13)の①の事業

ア 特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該額に40分の27を乗じる。

ただし、平成29年度末時点に本事業の補助を受けていた施設について、引き続き補助を受ける場合は、イ(ア)の算出方法によるものとする。

(イ) (ア) により得られた額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ア以外の市町村

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該額に4分の3を乗じる。

(イ) (ア) により得られた額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑦ 3の(13)の②の事業、(21)の②及び(29)の②の事業

ア 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し

て少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に4分の3を乗じた額と都道府県又は市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑧ 3の(19)の②の事業

ア 市町村ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に4分の3(医療的ケア児の受入体制に関して、当年度の3年後の医療的ケア児の受入人数(見込み)が、保育所等の利用を希望する人数(見込み)を上回る整備計画書兼実績報告書を策定する市町村については、6分の5)を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑨ 3の(22)の事業

ア ②の事業

(ア) 市町村ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と市町村が助成した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ③の事業

(ア) 市町村ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑩ 3の(23)の事業

ア ①のイの事業、③のイの事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と市町村が助成した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ①のウの事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

ウ ②の事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額に4分の3を乗じた額と都道府県又は市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑪ 3の(24)の②の事業

ア 市町村ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に4分の3を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(補助金の概算払)

5 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 別表第2欄の種目の区分を超えて、事業に要する経費の配分を変更する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかにこども家庭庁長官に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、こども家庭庁長官の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) こども家庭庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、

その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式2により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までにこども家庭庁長官に報告しなければならない。
- また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返納しなければならない。
- (9) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (10) 都道府県及び市町村は、国からの概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村又は民間団体等に交付しなければならない。
- (11) 都道府県は、間接補助金を市町村に交付する場合には、以下に掲げる条件を付さなければならない。

① (1) から (9) までに掲げる条件。

ただし、(1) から (4) まで及び (8) 中「こども家庭庁長官」とあるのは「都道府県知事」と、(5) 及び (6) 中「こども家庭庁長官の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(6) 及び (8) 中「国庫」とあるのは「都道府県」と、(5)、(8) 及び (9) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

② 間接補助金を民間団体に交付する場合には、市町村が以下の条件を付さなければならない旨の条件

ア (1) から (8) までに掲げる条件。

ただし、(1) から (4) まで及び (8) 中「こども家庭庁長官」とあるのは「市町村長」と、(5) 及び (6) 中「こども家庭庁長官の承認」とあるのは「市町村長の承認」と、(6) 及び (8) 中「国庫」とあるのは「市町村」と、(5) 及び (8) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と、(5) の規定中「50万円」とあるのは、「30万円」と読み替えるものとする。

イ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出につい

て証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

③ 都道府県が付した条件に基づき市町村長が承認する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならない。

(12) (11)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

(13) 都道府県又は市町村が間接補助金を民間団体等に交付する場合には、以下の条件を付さなければならない。

① (1)から(8)までに掲げる条件。

ただし、(1)から(4)まで及び(8)中「こども家庭庁長官」とあるのは「都道府県知事」（市町村の場合は「市町村長」）と、(5)及び(6)中「こども家庭庁長官の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」（市町村の場合は「市町村長の承認」）と、(6)及び(8)中「国庫」とあるのは「都道府県」（市町村の場合は「市町村」）と、(5)及び(8)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と、(5)の規定中「50万円」とあるのは「30万円」と読み替えるものとする。

② 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(14) (13)により付した条件に基づき都道府県知事又は市町村長が承認する場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

(15) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 適正化法第26条第2項に基づき、3の(1)、(2)、(4)から(20)まで、(22)から(26)まで、(28)から(30)に係る補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市町村の長は、別紙様式3による申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出を行うものとする。

イ 道府県知事は、アの申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後、適正と認めるときは、これを取りまとめ別紙様式4に添えて別に定める日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

ウ 東京都知事はアの申請書を受理したときは、これを取りまとめ別紙様式5に添えて別に定める日までにこども家庭庁長官に提出を行うものとする。

(2) (1) 以外の場合

都道府県知事は、別紙様式3による申請書に関係書類を添えて別に定める日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、別に定める日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) 都道府県知事は、7の(1)又は8による交付申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内にこども家庭庁長官に提出を行うものとし、こども家庭庁長官は、交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(2) (1) 以外の場合、こども家庭庁長官は、7の(2)及び8による交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

10 都道府県知事は、こども家庭庁長官の交付決定又は変更交付決定の通知の依頼があったときは、市町村の長に対し、別紙様式6又は別紙様式7により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 適正化法第26条第2項に基づき、3の(1)、(2)、(4)から(20)まで、(22)から(26)まで、(28)から(30)に係る補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

- ア 市町村の長は、事業が完了したときは、別紙様式 8 による事業実績報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。
- イ 道府県知事は、アの事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後、適正と認められたときは、これを取りまとめ、別紙様式 9 に添えて翌年度 4 月 10 日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。
- ウ 東京都知事は、アの事業実績報告書を受理したときは、これを取りまとめ別紙様式 10 に添えて翌年度 4 月 10 日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

(2) (1) 以外の場合

都道府県知事は、事業が完了したときは、別紙様式 8 による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業が完了した日から起算して 1 月を経過した日（6 の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して 1 か月を経過した日）又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

(補助金の額の確定の通知)

- 12 都道府県知事は、こども家庭庁長官の交付額の確定の通知の依頼があったときは、市町村の長に対して、別紙様式 11 により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

- 13 こども家庭庁長官は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 14 特別の事情により 4, 7, 8 及び 11 に定める算定方法、手続によることが出来ない場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けてその定めによるものとする。

別表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
直接補助事業	保育士資格取得支援事業	<p>1. 認可外保育施設保育士資格取得支援事業</p> <p>(1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、以下の上限あり。 ・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 1人当たり 300,000円</p> <p>・「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「試験実施通知」という。)の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 1人当たり 100,000円</p> <p>・試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 1人当たり 200,000円</p> <p>(2) 代替保育従事者雇上費 1人1日当たり 7,440円</p> <p>2. 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業</p> <p>(1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、1人当たり上限 100,000円</p> <p>(2) 代替保育士雇上費 1人1日当たり 7,440円</p> <p>3. 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、1人当たり上限 100,000円</p> <p>4. 保育所等保育士資格取得支援事業 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、以下の上限あり。 ・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 1人当たり 300,000円</p> <p>・試験実施通知の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 1人当たり 100,000円</p> <p>・試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 1人当たり 200,000円</p> <p>5. 保育士試験受験直前講座実施事業(うち、保育士試験受験直前講座実施事業) 直前講座受講者1人当たり 6,000円</p>	<p>保育士資格取得支援事業を実施するために必要な入学科、受講料、報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p>	1/2
	保育士試験追加実施支援事業	こども家庭庁長官が別に定める額	保育士試験追加実施支援事業を実施するために必要な旅費、共済費、委託	1/2

			料、使用料及び賃借料	
保育士養成施設に対する就職促進支援事業	<p>1. 指定保育士養成施設における保育所等への就職内定の割合が、前年の当該施設の就職割合と比較し、2%増加するごとに 265,000 円</p> <p>2. 人口減少地域である過疎地域や離島などに所在する保育所等への就職内定の割合が、前年度の当該保育所等への就職割合と比較し、2%増加するごとに 265,000 円</p> <p>※ 施設ごとに1か2いずれかを選定できる。</p>	<p>保育士養成施設に対する就職促進支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p>	1 / 2	
保育士宿舍借り上げ支援事業	<p>1人当たり月額 別紙のとおり</p> <p>※令和元年度から引き続き令和4年度において本事業の対象者であって、令和5年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合には、以下の額を適用できる。</p> <p>1人当たり月額 82,000 円</p>	<p>保育士宿舍借り上げ事業を実施するために必要な役務費、委託料、使用料、賃借料</p>	1 / 2	
保育人材等就職・交流支援事業	<p>1. 保育人材等就職支援事業</p> <p>1市町村当たり 11,702,000 円</p> <p>※平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて事業を実施する場合、下記の額を加算</p> <p>1自治体当たり 4,000,000 円</p>	<p>保育人材等就職・交流支援事業を実施するために必要な給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p>	1 / 2	
	<p>2. 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業</p> <p>(1) 保育士の実地派遣及び人材交流等</p> <p>①代替保育士等雇上費</p> <p>1人1日当たり 7,440 円</p> <p>②調整費 1人当たり 4,000 円</p> <p>(2) 指定保育士養成施設の学生の保育実習受け入れ</p> <p>①実習受入費 1人当たり 10,000 円</p> <p>②調整費 1人当たり 4,000 円</p>		3 / 4	
保育補助者雇上強化事業	<p>1. 利用定員が121人未満の施設の場合</p> <p>1か所当たり年額 2,309,000 円</p> <p>※新子育て安心プラン実施計画の採択を受けた市町村については、以下の額を適用できる。</p> <p>1か所当たり年額 3,079,000 円</p> <p>2. 利用定員が121人以上の施設の場合</p> <p>1か所当たり年額 4,618,000 円</p> <p>※新子育て安心プラン実施計画の採択を受けた市町村については、以下の額を適用できる。</p> <p>1か所当たり年額 6,158,000 円</p>	<p>保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料</p>	3 / 4	
若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業	<p>1. 若手保育士への巡回支援</p> <p>1自治体当たり 4,064,000 円</p> <p>2. 保育事業者への巡回支援</p> <p>1自治体当たり 4,064,000 円</p>	<p>若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、</p>	1 / 2	

	<p>3. 放課後児童クラブへの巡回支援 1自治体当たり 4,064,000円</p> <p>4. 保育士の働き方改革への巡回支援 1自治体当たり 4,064,000円</p> <p>5. 魅力ある職場づくりに向けた啓発セミナー等の実施 1自治体当たり 1,629,000円</p> <p>6. 保育実践充実コーディネーターによる巡回支援 1自治体当たり 4,064,000円</p> <p>7. 自己評価に係る地域協議会 1自治体当たり 1,629,000円</p>	報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、通信運搬費、役務費、委託料、使用料及び備品購入費	
保育士・保育所支援センター設置運営事業	<p>(1) 保育士・保育所支援センター開設運営経費 1自治体当たり 7,300,000円</p> <p>(2) 保育士再就職支援コーディネーター雇上費 1自治体当たり 4,000,000円 ※加算の対象となる場合、1自治体当たり 8,000,000円 ※平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて事業を実施する場合、下記の額を加算 1自治体当たり 4,000,000円</p> <p>(3) 再就職支援及び雇用管理改善経費 1自治体当たり 473,000円</p> <p>(4) 潜在保育士の把握及びセンター認知度向上のための経費 1自治体当たり 6,217,000円</p> <p>(5) 保育士登録簿を活用した就職促進経費 1自治体当たり 3,470,000円</p> <p>(6) マッチングシステム導入費 1自治体当たり 7,000,000円 (減額の場合) 5,000,000円</p> <p>(7) 放課後児童支援員の人材確保支援経費 1自治体当たり 1,247,000円</p>	保育士・保育所支援センター設置運営事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1 / 2
保育士・保育の現場の魅力発信事業	<p>1. 保育士という職業や保育の現場の魅力発信 1自治体当たり 8,108,000円</p> <p>2. 保育士が相談しやすい体制整備</p> <p>(1) 保育士の相談窓口の設置 1自治体当たり 4,035,000円</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症に関する相談支援 1自治体当たり 5,587,000円</p>	保育士・保育の現場の魅力発信事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1 / 2
保育士修学資金貸付等事業	<p>1 保育士修学資金貸付</p> <p>(1) 基本額</p>	保育士修学資金貸付等事業を実施するために必要	9 / 10

		<p>1人当たり月額 50,000円以内</p> <p>(2) 加算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学準備金(貸付初回時) 1人当たり 200,000円以内 ・就職準備金(卒業時) 1人当たり 200,000円以内 ・貸付申請時に生活保護受給世帯の者であつて、養成施設に入学し、在学する者 1月当たり貸付申請時における貸付対象者の居住地の生活扶助基準の居宅(第1類)に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内 <p>2 保育補助者雇上費貸付 1か所当たり年額 2,953,000円以内(加算分) 1か所当たり年額 2,215,000円以内</p> <p>3 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付 保育士が要した保育料の1/2 ※ ただし、上限 月額27,000円</p> <p>4 就職準備金貸付 1人当たり 200,000円以内(加算分) 1人当たり 200,000円以内</p> <p>5 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 ・未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援に関する事業を利用するために要した経費の1/2 ※ ただし、年額123,000円以内</p> <p>6 事務費 ・1事業当たり 4,275,000円以内 ・保育士修学資金貸付において生活費加算を行う場合 1事業当たり 5,775,000円以内</p> <p>※ 都道府県等から委託を受けた都道府県等社会福祉協議会が保育士修学資金貸付等事業を実施する場合に限る。</p>	<p>な貸付金、報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p>	
<p>保育所等改修費等支援事業</p>		<p>(2) 小規模保育改修費等</p> <p>①平成28年4月7日雇児発0407第2号「「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合 1事業所当たり 34,946,000円</p> <p>②平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合 1事業所当たり 38,223,000円</p>	<p>保育所等改修費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費</p>	<p>1 / 2 (注1) 2 / 3</p>

		<p>③ 上記①、②以外の場合 1 事業所当たり 24,026,000 円</p> <p>(3) 認可化移行改修費等 ①平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号 「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加 する自治体への支援策について」に基づいて実 施される事業として行う場合 1 施設当たり 38,223,000 円 ※賃借料のみの場合 1 施設当たり 10,000,000 円</p> <p>②上記以外の場合 1 施設当たり 34,946,000 円 ※賃借料のみの場合 1 施設当たり 10,000,000 円</p> <p>(4) 家庭的保育改修費等 ①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号「「待 機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に ついて」の対応方針について」に基づいて実 施される事業として行う場合 保育所で行う場合 1 か所当たり 34,946,000 円 保育所以外で行う場合 1 か所当たり 2,621,000 円</p> <p>②平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子 ども・子育て支援法に基づく協議会に参加す る自治体への支援策について」に基づいて実 施される事業として行う場合 保育所で行う場合 1 か所当たり 38,223,000 円 保育所以外で行う場合 1 か所当たり 2,621,000 円</p> <p>③上記①、②以外の場合 保育所で行う場合 1 か所当たり 24,026,000 円 保育所以外で行う場合 1 か所当たり 2,621,000 円</p>		
認可外保育施設改修費等支 援事業		<p>(1) 改修費等支援事業 ① 実施要綱 4 の＜要件 1＞を満たして事業を 実施する場合 1 施設当たり 34,946,000 円 ※賃借料のみの場合 1 施設当たり 10,000,000 円</p> <p>② 実施要綱 4 の＜要件 2＞を満たして事業を 実施する場合 1 施設当たり 17,473,000 円 ※賃借料のみの場合 1 施設当たり 10,000,000 円</p> <p>(2) 移転費等支援事業 ① 実施要綱 4 の＜要件 1＞を満たして事業を</p>	認可外保育施設改修費等 支援事業を実施するた めに必要な工事請負費、原 材料費、需用費（燃料費、 印刷製本費、光熱水費及 び修繕料）、役務費（通信 運搬費、手数料）、委託料、 使用料及び賃借料（敷金 を除く。）、備品購入費	1 / 2

	<p>実施する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移転費 1 施設当たり 1,311,000 円 ・仮設設置費 1 施設当たり 4,150,000 円 <p>② 実施要綱4の<要件2>を満たして事業を実施する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移転費 1 施設当たり 1,311,000 円 		
認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業	<p>1. 認可化移行可能性調査支援 1 施設当たり 588,000 円</p> <p>2. 認可化移行助言指導支援 1 施設当たり 525,000 円</p> <p>3. 指導監督基準遵守助言指導支援 1 施設当たり 787,000 円</p> <p>4. 認可化移行移転費等支援事業</p> <p>(1) 移転費 1 施設当たり 1,311,000 円</p> <p>(2) 仮設設置費 1 施設当たり 4,150,000 円</p>	認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、工事請負費、需用費（消耗品費、食糧費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1 / 2
民有地マッチング事業	<p>1. 民有地マッチング支援 1 自治体当たり年額 5,900,000 円</p> <p>2. 整備候補地等の確保支援 1 自治体当たり年額 4,500,000 円</p> <p>3. コーディネーター配置支援 1 か所当たり年額 4,400,000 円</p>	民有地マッチング事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費（会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1 / 2
広域的保育所等利用事業	<p>1. こども送迎センター等事業</p> <p>(1) バス購入費又は借上げ費</p> <p>① 購入費 1 台当たり 15,000,000 円 ※ただし、2 台目以降は 15,000,000 円を加算する。</p> <p>② 借上げ費 1 台当たり 7,500,000 円 ※ただし、2 台目以降は 7,500,000 円を加算する。 ※自宅等送迎事業については、1 事業当たりとする。</p> <p>(2) 保育士等雇上費 1 人当たり 5,000,000 円 ※ただし、2 人目以降は 3,000,000 円を加算する。</p> <p>(3) 運転手雇上費 1 人当たり 5,000,000 円 ※ただし、2 人目以降は 3,000,000 円を加算する。</p> <p>(4) 事業費（送迎センター実施場所の賃借料、燃料費等）</p>	広域的保育所等利用事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料、賃借料、工事請負費、備品購入費、車両購入費、運行費、改修費、公課費	1 / 2

	<p>①こども送迎センター事業 10,202,000円</p> <p>②自宅等送迎事業 1,119,000円</p> <p>2. 代替屋外遊戯場送迎事業 (1) バス購入費又は借上げ費 ①購入費 1台当たり 15,000,000円 ※ただし、2台目以降は15,000,000円を加算する。 ②借上げ費 1台当たり 7,500,000円 ※ただし、2台目以降は7,500,000円を加算する。 (2) 保育士等雇上費 1人当たり 5,000,000円 ※ただし、2人目以降は3,000,000円を加算する。 (3) 運転手雇上費 1人当たり 5,000,000円 ※ただし、2人目以降は3,000,000円を加算する。 (4) 事業費(駐車場の賃借料、燃料費等) 10,202,000円 ただし、1と2の両方の事業を実施する場合は、(1)のバス購入費又は借上げ費については、どちらかの事業のみの補助とする。</p> <p>3. こども送迎センター設置改修事業 1か所当たり 7,270,000円</p>		
保育利用支援事業	<p>1. 代替保育利用支援 1人当たり 月額 20,000円</p> <p>2. 予約制導入に係る体制整備 1か所当たり 年額 2,406,000円</p>	保育利用支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1 / 2
3歳児受入れ等連携支援事業	<p>1. 3歳児受入れ連携支援事業 1か所当たり 年額 4,549,000円</p> <p>2. 家庭的保育コンソーシアム形成事業 (1) コーディネーターを1名配置する場合 1市町村当たり年額 4,183,000円 (2) コーディネーターを2名以上配置する場合 1市町村当たり年額 8,183,000円</p>	3歳児受入れ等連携支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1 / 2
医療的ケア児保育支援事業	<p>1. 基本分単価 (1) 看護師等を配置して医療的ケアを行う場合 1か所当たり 年額 5,290,000円</p>	医療的ケア児保育支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当	1 / 2 (注2) 2 / 3

	<p>(2) 看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合 1 か所当たり 年額 4,950,000 円 ※ただし、2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師などを複数配置している場合は5,290,000 円を、保育士等を複数配置している場合は4,950,000 円を加算する。</p> <p>2. 加算分単価</p> <p>(1) 研修受講支援加算 1 か所当たり 年額 300,000 円</p> <p>(2) 保育補助者配置加算 1 か所当たり 年額 2,232,000 円</p> <p>(3) 医療的ケア児保育支援者配置加算 1 自治体当たり 年額 2,232,000 円 ※ただし、看護師等又は喀痰吸引等研修の課程を修了した者が担う場合、1 自治体当たり年額 130,000 円を加算する。</p> <p>(4) ガイドライン策定加算 1 自治体当たり 年額 577,000 円</p> <p>(5) 検討会等設置加算 1 自治体当たり 年額 360,000 円</p>	<p>等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金、受講料</p>	
家庭支援推進保育事業	<p>1 か所当たり 3,859,000 円 ※ただし、特に配慮が必要な家庭における児童を40%以上受け入れている保育所等であって、外国人子育て家庭の児童が20%以上である保育所等が実施する場合、配置する職員に応じて、以下の額とする。</p> <p>(1) 保育士を配置する場合 1 か所当たり 7,718,000 円</p> <p>(2) 文化・習慣等に精通した保育士以外の職員を配置する場合 1 か所当たり 5,351,000 円</p>	<p>家庭支援推進保育事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	1 / 2
保育所等における要支援児童等対応推進事業	<p>1 か所当たり年額 4,567,000 円</p>	<p>保育所等における要支援児童等対応推進事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	1 / 2
認可外保育施設の衛生・安全対策事業	<p>1 指定都市、中核市当たり年額 354,000 円</p>	<p>認可外保育施設の衛生・安全対策事業を実施するために必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、</p>	1 / 3

		負担金	
保育環境改善等事業（安全対策事業、緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業、新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業を除く。）	<p>(1) 基本改善事業 保育所等設置促進等事業、病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業 1施設当たり 7,200,000円 ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業 1施設当たり 100,000円</p> <p>(2) 環境改善事業 障害児受入促進事業、分園推進事業、熱中症対策事業、病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業、感染症対策のための改修整備等事業、保育環境向上等事業 1施設当たり 1,029,000円</p>	保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品購入費	1 / 3
保育環境改善等事業（緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業）	<p>(2) 環境改善事業 緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業 1施設当たり 34,946,000円</p>	保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品購入費	1 / 2
保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業	<p>1. 保育所等の質の確保・向上のための研修事業 研修開催経費 1回当たり 354,000円</p> <p>2. 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業 巡回支援指導員 1人当たり 年額 4,062,000円</p>	保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料、賃借料、備品購入費	1 / 2
放課後居場所緊急対策事業	<p>1か所当たり年額 1,063,000円 ・開設準備経費（改修費等） 500,000円追加 ※事業実施月数（1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、1か所当たり年額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	放課後居場所緊急対策事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費	1 / 3
小規模多機能・放課後児童支援事業	<p>(1) 基本事業 ・「放課後児童対策支援事業の実施について」（令和5年4月12日こ成環第6号こども家庭庁成育局長通知。以下「実施通知」という。）の別添2の3</p>	小規模多機能・放課後児童支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報	1 / 3

	<p>(1) の事業を実施する場合 1 か所当たり年額 1,063,000 円</p> <p>・実施通知の別添2の3 (2) の事業を実施する場合 1 か所当たり年額 2,263,000 円</p> <p>(2) 加算事業</p> <p>・放課後児童支援員を配置する場合 年額 670,000 円追加</p> <p>・開設準備経費 (改修費等) 2,000,000 円追加</p> <p>※事業実施月数 (1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。) が12月に満たない場合には、1か所当たり年額、放課後児童支援員を配置する場合の年額に「事業実施月数÷12」を乗じた額 (1円未満切り捨て) とする。</p>	<p>償費、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製本費、光熱水費)、役務費 (通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費</p>	
待機児童対策協議会推進事業	1 自治体当たり年額 2,792,000 円	待機児童対策協議会推進事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費 (消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費 (通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1 / 2
新たな待機児童対策提案型事業	1 自治体当たり年額 10,000,000 円 ただし、複数の自治体で一の事業を行う場合 1 事業当たり年額 10,000,000 円	新たな待機児童対策提案型事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費 (消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費 (通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	10 / 10
保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業	<p>1. 未就園児の定期的な預かり及び検討会の開催に必要な経費</p> <p>①年間延べ利用児童数 300 人未満の場合 1 か所当たり 5,981,000 円</p> <p>②年間延べ利用児童数 300 人以上 900 人未満の場合 1 か所当たり 6,326,000 円</p> <p>③年間延べ利用児童数 900 人以上の場合 1 か所当たり 6,542,000 円</p> <p>2. 要支援家庭等対応強化加算 1 か所当たり 742,000 円</p>	<p>保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、謝金、旅費、需用費 (消耗品費、食糧費、会議費、印刷製本費、光熱水費)、役務費 (通信運搬費、手数料)、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料、扶助費</p>	9 / 10

間接補助事業	保育士資格取得支援事業	<p>1. 認可外保育施設保育士資格取得支援事業</p> <p>(1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、以下の上限あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 1人当たり 300,000円 ・「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「試験実施通知」という。)の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 1人当たり 100,000円 ・試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 1人当たり 200,000円 <p>(2) 代替保育従事者雇上費 1人1日当たり 7,440円</p>	保育士資格取得支援事業を実施するために必要な入学科、受講料、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1 / 2
		<p>2. 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業</p> <p>(1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、1人当たり上限 100,000円</p> <p>(2) 代替保育士雇上費 1人1日当たり 7,440円</p>		
		<p>3. 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業</p> <p>指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、1人当たり上限100,000円</p>		
		<p>4. 保育所等保育士資格取得支援事業</p> <p>指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、以下の上限あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 1人当たり 300,000円 ・試験実施通知の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 1人当たり 100,000円 ・試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 1人当たり 200,000円 		
		<p>5. 受験対策学習費用補助事業(うち受験対策学習費用補助事業)</p> <p>保育士試験受験のための学習に要した経費の1/2 ただし、1人当たり上限 150,000円</p>		
保育士養成施設に対する就職促進支援事業	<p>1. 指定保育士養成施設における保育所等への就職内定の割合が、前年の当該施設の就職割合と比較し、2%増加するごとに265,000円</p> <p>2. 人口減少地域である過疎地域や離島などに所</p>	保育士養成施設に対する就職促進支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、	1 / 2	

	<p>在する保育所等への就職内定の割合が、前年度の当該保育所等への就職割合と比較し、2%増加することに265,000円</p> <p>※ 施設ごとに1か2いずれかを選定できる。</p>	<p>共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p>	
保育士宿舎借り上げ支援事業	<p>1人当たり月額 別紙のとおり</p> <p>※令和元年度から引き続き令和4年度において本事業の対象者であって、令和5年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合には、以下の額を適用できる。</p> <p>1人当たり月額 82,000円</p>	<p>保育士宿舎借り上げ事業を実施するために必要な役務費、委託料、使用料、賃借料</p>	2/3
保育人材等就職・交流支援事業	<p>1. 保育人材等就職支援事業</p> <p>1市町村当たり 11,702,000円</p> <p>※平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて事業を実施する場合、下記の額を加算</p> <p>1自治体当たり 4,000,000円</p>	<p>保育人材等就職・交流支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p>	1/2
	<p>2. 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業</p> <p>(1) 保育士の実地派遣及び人材交流等</p> <p>①代替保育士等雇上費</p> <p>1人1日当たり 7,440円</p> <p>②調整費 1人当たり 4,000円</p> <p>(2) 指定保育士養成施設の学生の保育実習受け入れ</p> <p>①実習受入費 1人当たり 10,000円</p> <p>②調整費 1人当たり 4,000円</p>		3/4
保育体制強化事業	<p>1. 保育支援者の配置</p> <p>1か所当たり月額 100,000円</p> <p>2. 児童の園外活動の見守り等</p> <p>①保育支援者が児童の園外活動時の見守り等にも取り組む場合、1に下記の額を加算</p> <p>1か所当たり月額 45,000円</p> <p>②その他の場合</p> <p>1か所当たり月額 45,000円</p> <p>※①、②は1か所につき一方のみ</p> <p>3. スポット支援員の配置</p> <p>1か所当たり月額 45,000円</p>	<p>保育体制強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料</p>	<p>3の(6)の①の場合</p> <p>1/2</p> <p>3の(6)の②の場合</p> <p>2/3</p>
保育補助者雇上強化事業	<p>1. 利用定員が121人未満の施設の場合</p> <p>1か所当たり年額 2,309,000円</p> <p>※新子育て安心プラン実施計画の採択を受けた市町村については、以下の額を適用できる。</p> <p>1か所当たり年額 3,079,000円</p> <p>2. 利用定員が121人以上の施設の場合</p>	<p>保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料</p>	<p>3の(7)の②の場合</p> <p>3/4</p> <p>3の(7)の③の場合</p> <p>6/7</p>

		1 か所当たり年額 4,618,000 円 ※新子育て安心プラン実施計画の採択を受けた市町村については、以下の額を適用できる。 1 か所当たり年額 6,158,000 円		
若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業	1. 若手保育士への巡回支援 1 自治体当たり 4,064,000 円 2. 保育事業者への巡回支援 1 自治体当たり 4,064,000 円 3. 放課後児童クラブへの巡回支援 1 自治体当たり 4,064,000 円 4. 保育士の働き方改革への巡回支援 1 自治体当たり 4,064,000 円 5. 魅力ある職場づくりに向けた啓発セミナー等の実施 1 自治体当たり 1,629,000 円 6. 保育実践充実コーディネーターによる巡回支援 1 自治体当たり 4,064,000 円 7. 自己評価に係る地域協議会 1 自治体当たり 1,629,000 円	若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、通信運搬費、役務費、委託料、使用料及び備品購入費	1 / 2	
保育士・保育の現場の魅力発信事業	1. 保育士という職業や保育の現場の魅力発信 1 自治体当たり 8,108,000 円 2. 保育士が相談しやすい体制整備 (1) 保育士の相談窓口の設置 1 自治体当たり 4,035,000 円 (2) 新型コロナウイルス感染症に関する相談支援 1 自治体当たり 5,587,000 円	保育士・保育の現場の魅力発信事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1 / 2	
保育士修学資金貸付等事業	以下に掲げる額に9 / 10 を乗じて得た額 1 保育士修学資金貸付 (1) 基本額 1 人当たり月額 50,000 円以内 (2) 加算額 ・ 入学準備金（貸付初回時） 1 人当たり 200,000 円以内 ・ 就職準備金（卒業時） 1 人当たり 200,000 円以内 ・ 貸付申請時に生活保護受給世帯の者であつて、養成施設に入学し、在学する者 1 月当たり貸付申請時における貸付対象者の居住地の生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内 2 保育補助者雇上費貸付 1 か所当たり年額 2,953,000 円以内	保育士修学資金貸付等事業を実施するために必要な貸付金、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	10 / 10 (注3)	

		<p>(加算分)</p> <p>1 か所当たり年額 2,215,000 円以内</p> <p>3 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付 保育士が要した保育料の1/2 ※ ただし、上限 月額 27,000 円</p> <p>4 就職準備金貸付 1 人当たり 200,000 円以内</p> <p>(加算分)</p> <p>1 人当たり 200,000 円以内</p> <p>5 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 ・未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援に関する事業を利用するために要した経費の1/2 ※ ただし、年額 123,000 円以内</p> <p>6 事務費 ・1 事業当たり 4,275,000 円以内 ・保育士修学資金貸付において生活費加算を行う場合 1 事業当たり 5,775,000 円以内</p>		
<p>保育所等改修費等支援事業</p>		<p>(1) 賃貸物件による保育所等改修費等</p> <p>①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>本園の場合</p> <p>(ア) 新設又は定員拡大の場合 利用 (増加) 定員 19 名以下 1 施設当たり 21,842,000 円 利用 (増加) 定員 20 名以上 59 名以下 1 施設当たり 34,946,000 円 利用 (増加) 定員 60 名以上 1 施設当たり 65,525,000 円</p> <p>(イ) 老朽化又は利便性・質の向上のための改修の場合 1 施設当たり 34,946,000 円</p> <p>分園の場合</p> <p>(ア) 新設又は定員拡大の場合 利用 (増加) 定員 19 名以下 1 施設当たり 15,289,000 円 利用 (増加) 定員 20 名以上 1 施設当たり 22,934,000 円</p> <p>(イ) 老朽化又は利便性・質の向上のための改修の場合 1 施設当たり 22,934,000 円</p> <p>②平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施</p>	<p>保育所等改修費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費 (燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費 (通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料 (敷金を除く。)、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p>	<p>賃貸物件による保育所等改修費等、小規模保育改修費等、認可化移行改修費等、幼稚園における長時間預かり保育改修費等の場合</p> <p style="text-align: center;">2 / 3 (注 1) 8 / 9</p> <p>家庭的保育改修費等の場合</p> <p style="text-align: center;">1 / 2 (注 1) 2 / 3</p>

		<p>される事業として行う場合</p> <p>本園の場合</p> <p>(ア) 新設又は定員拡大の場合</p> <p>利用 (増加) 定員 19 名以下</p> <p>1 施設当たり 25,118,000 円</p> <p>利用 (増加) 定員 20 名以上 59 名以下</p> <p>1 施設当たり 38,223,000 円</p> <p>利用 (増加) 定員 60 名以上</p> <p>1 施設当たり 68,801,000 円</p> <p>分園の場合</p> <p>(ア) 新設又は定員拡大の場合</p> <p>利用 (増加) 定員 19 名以下</p> <p>1 施設当たり 18,565,000 円</p> <p>利用 (増加) 定員 20 名以上</p> <p>1 施設当たり 26,210,000 円</p> <p>③上記①、②以外の場合</p> <p>本園の場合</p> <p>(ア) 新設又は定員拡大の場合</p> <p>利用 (増加) 定員 19 名以下</p> <p>1 施設当たり 16,381,000 円</p> <p>利用 (増加) 定員 20 名以上 59 名以下</p> <p>1 施設当たり 29,486,000 円</p> <p>利用 (増加) 定員 60 名以上</p> <p>1 施設当たり 60,064,000 円</p> <p>(イ) 老朽化又は利便性・質の向上のため の改修の場合</p> <p>1 施設当たり 29,486,000 円</p> <p>分園の場合</p> <p>(ア) 新設又は定員拡大の場合</p> <p>利用 (増加) 定員 19 名以下</p> <p>1 施設当たり 9,829,000 円</p> <p>利用 (増加) 定員 20 名以上</p> <p>1 施設当たり 17,473,000 円</p> <p>(イ) 老朽化又は利便性・質の向上のため の改修の場合</p> <p>1 施設当たり 17,473,000 円</p> <p>(2) 小規模保育改修費等</p> <p>①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号「「待 機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に ついて」の対応方針について」に基づいて実 施される事業として行う場合</p> <p>1 事業所当たり 34,946,000 円</p> <p>②平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子 ども・子育て支援法に基づく協議会に参加す る自治体への支援策について」に基づいて実 施される事業として行う場合</p> <p>1 事業所当たり 38,223,000 円</p> <p>③上記①、②以外の場合</p>		
--	--	---	--	--

		<p style="text-align: center;">1 事業所当たり 24,026,000 円</p> <p>(3) 認可化移行改修費等</p> <p>①平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p style="padding-left: 40px;">1 施設当たり 38,223,000 円</p> <p>※賃借料のみの場合</p> <p style="padding-left: 40px;">1 施設当たり 10,000,000 円</p> <p>②上記以外の場合</p> <p style="padding-left: 40px;">1 施設当たり 34,946,000 円</p> <p>※賃借料のみの場合</p> <p style="padding-left: 40px;">1 施設当たり 10,000,000 円</p> <p>(4) 家庭的保育改修費等</p> <p>①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>保育所で行う場合</p> <p style="padding-left: 40px;">1 か所当たり 34,946,000 円</p> <p>保育所以外で行う場合</p> <p style="padding-left: 40px;">1 か所当たり 2,621,000 円</p> <p>②平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>保育所で行う場合</p> <p style="padding-left: 40px;">1 か所当たり 38,223,000 円</p> <p>保育所以外で行う場合</p> <p style="padding-left: 40px;">1 か所当たり 2,621,000 円</p> <p>③上記①、②以外の場合</p> <p>保育所で行う場合</p> <p style="padding-left: 40px;">1 か所当たり 24,026,000 円</p> <p>保育所以外で行う場合</p> <p style="padding-left: 40px;">1 か所当たり 2,621,000 円</p> <p>(5) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等</p> <p>①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p style="padding-left: 40px;">1 施設当たり 34,946,000 円</p> <p>②平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p style="padding-left: 40px;">1 施設当たり 38,223,000 円</p>		
--	--	---	--	--

		③上記①、②以外の場合 1施設当たり 24,026,000円		
認可外保育施設改修費等支援事業	(1) 改修費等支援事業 ① 実施要綱4の<要件1>を満たして事業を実施する場合 1施設当たり 34,946,000円 ※賃借料のみの場合 1施設当たり 10,000,000円 ② 実施要綱4の<要件2>を満たして事業を実施する場合 1施設当たり 17,473,000円 ※賃借料のみの場合 1施設当たり 10,000,000円 (2) 移転費等支援事業 ① 実施要綱4の<要件1>を満たして事業を実施する場合 ・移転費 1施設当たり 1,311,000円 ・仮設設置費 1施設当たり 4,150,000円 ② 実施要綱4の<要件2>を満たして事業を実施する場合 ・移転費 1施設当たり 1,311,000円	認可外保育施設改修費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費	2/3	
都市部における保育所等への賃借料等支援事業	(1) 都市部における保育所等への賃借料支援事業 ① 平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合 1施設当たり年額 12,000,000円 ② 上記①以外の場合 1施設当たり年額 22,000,000円 (2) 保育所設置促進事業 1か所当たり 21,200,000円	都市部における保育所等への賃借料等支援事業を実施するために必要な賃借料((2)の事業については敷金を除く。)	(1) 10/10 (2) 2/3	
認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業	4. 認可化移行移転費等支援事業 (1) 移転費 1施設当たり 1,311,000円 (2) 仮設設置費 1施設当たり 4,150,000円	認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	1/2	
民有地マッチング事業	3. コーディネーター配置支援 1か所当たり年額 4,400,000円	民有地マッチング事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、需	1/2	

			用費（会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	
保育利用支援事業	<p>1. 代替保育利用支援 1人当たり 月額 20,000 円</p> <p>2. 予約制導入に係る体制整備 1か所当たり 年額 2,406,000 円</p>	保育利用支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1 / 2	
3歳児受入れ等連携支援事業	<p>1. 3歳児受入れ連携支援事業 1か所当たり 年額 4,549,000 円</p>	3歳児受入れ等連携支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1 / 2	
医療的ケア児保育支援事業	<p>1. 基本分単価 (1) 看護師等を配置して医療的ケアを行う場合 1か所当たり 年額 5,290,000 円 (2) 看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合 1か所当たり 年額 4,950,000 円 ※ただし、2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合は5,290,000 円を、保育士等を複数配置している場合は4,950,000 円を加算する。</p> <p>2. 加算分単価 (1) 研修受講支援加算 1か所当たり 年額 300,000 円 (2) 保育補助者配置加算 1か所当たり 年額 2,232,000 円 (3) 医療的ケア児保育支援者配置加算 1自治体当たり 年額 2,232,000 円 ※ただし、看護師等又は喀痰吸引等研修の課程を修了した者が担う場合、1自治体当たり年額130,000 円を加算する。 (4) ガイドライン策定加算 1自治体当たり 年額 577,000 円</p>	医療的ケア児保育支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金、受講料	<p>2 / 3</p> <p>(注2)</p> <p>4 / 5</p>	

	(5) 検討会等設置加算 1自治体当たり 年額 360,000円		
家庭支援推進保育事業	1か所当たり 3,859,000円 ※ただし、特に配慮が必要な家庭における児童を40%以上受け入れている保育所等であって、外国人子育て家庭の児童が20%以上である保育所等が実施する場合、配置する職員に応じて、以下の額とする。 (1) 保育士を配置する場合 1か所当たり 7,718,000円 (2) 文化・習慣等に精通した保育士以外の職員を配置する場合 1か所当たり 5,351,000円	家庭支援推進保育事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1 / 2
保育所等における要支援児童等対応推進事業	1か所当たり年額 4,567,000円	保育所等における要支援児童等対応推進事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金	2 / 3
認可外保育施設の衛生・安全対策事業	1市町村当たり年額 354,000円	認可外保育施設の衛生・安全対策事業を実施するために必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金	3の(22)の②の場合 1 / 3 3の(22)の③の場合 1 / 2
保育環境改善等事業(安全対策事業、緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業、新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業を除く。)	(1) 基本改善事業 保育所等設置促進等事業、病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業 1施設当たり 7,200,000円 ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業 1施設当たり 100,000円 (2) 環境改善事業 障害児受入促進事業、分園推進事業、熱中症対策事業、病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業、感染症対策のための改修整備等事業、保育環境向上等事業 1施設当たり 1,029,000円	保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費、負担金、補助及び交付金	3の(23)の①のイの場合 1 / 3 3の(23)の①のウの場合 1 / 2
保育環境改善等事業(安全対策事業(送迎用バスの安全装置の設置を行う事業、ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う	(2) 環境改善事業 安全対策事業 睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入を行う事業 1施設当たり 500,000円以内	保育環境改善等事業を実施するために必要な機器等の購入費、リース料、導入費用	2 / 3

<p>事業を除く。))</p> <p>保育環境改善等事業（緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業）</p>		<p>(2) 環境改善事業</p> <p>緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業</p> <p>1 施設当たり 34,946,000 円</p>	<p>保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p>	<p>1 / 2</p>
<p>保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業</p>		<p>1. 保育所等の質の確保・向上のための研修事業</p> <p>研修開催経費 1 回当たり 354,000 円</p> <p>2. 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業</p> <p>巡回支援指導員 1 人当たり</p> <p>年額 4,062,000 円</p>	<p>保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料、賃借料、備品購入費</p>	<p>2 / 3</p>
<p>新たな待機児童対策提案型事業</p>		<p>1 自治体当たり年額 10,000,000 円</p> <p>ただし、複数の自治体で一の事業を行う場合</p> <p>1 事業当たり年額 10,000,000 円</p>	<p>新たな待機児童対策提案型事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等</p>	<p>1 0 / 1 0</p>

(注1) 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であり、改修する年度の4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ当該年度の保育拡大量90人以上の市町村に限る。）が行う、以下の(1)及び(2)の要件をすべて満たす改修については、補助率を2/3（家庭的保育改修費等を除く間接補助事業に関しては8/9）とする。

- (1) 保育の受け皿が増加する改修（新設、定員の拡大）であること。
- (2) 原則として、改修を行う保育所等が所在する保育提供区域において、改修する年度の4月1日時点の利用定員数を超える申込児童数が見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1、2歳児」及び「3歳以上児」の3区分）の利用定員総数が増加する改修であること。

(注2) 医療的ケア児の受入体制に関する以下の要件を満たす整備計画書を策定する自治体については補助率を2/3（間接補助の場合は4/5）とすることができる。

- ・医療的ケア児について、3年後の保育所等での受入人数（見込み）が保育所等の利用を希望する人数（見込み）以上であること。

(注3) 間接補助事業者が行う事業に対し、別に定めるところにより、都道府県又は指定都市が総事業費の1/10を補助する場合に限る。

保育士宿舎借り上げ支援事業の基準額（一人当たり月額）

NO	自治体	基準額 (円)	NO	自治体	基準額 (円)	NO	自治体	基準額 (円)
1	北海道	48,000	64	藤崎町	38,000	127	にかほ市	39,000
2	札幌市	55,000	65	七戸町	43,000	128	仙北市	38,000
3	函館市	48,000	66	東北町	32,000	129	三種町	45,000
4	小樽市	41,000	67	おいらせ町	55,000	130	美郷町	28,000
5	旭川市	48,000	68	五戸町	32,000	131	羽後町	31,000
6	室蘭市	40,000	69	南部町	31,000	132	山形県	49,000
7	釧路市	43,000	70	岩手県	47,000	133	山形市	52,000
8	帯広市	48,000	71	盛岡市	52,000	134	米沢市	47,000
9	北見市	41,000	72	宮古市	37,000	135	鶴岡市	47,000
10	夕張市	28,000	73	大船渡市	33,000	136	酒田市	44,000
11	岩見沢市	48,000	74	花巻市	42,000	137	新庄市	45,000
12	網走市	39,000	75	北上市	48,000	138	寒河江市	53,000
13	留萌市	39,000	76	久慈市	40,000	139	上山市	43,000
14	苫小牧市	41,000	77	遠野市	35,000	140	村山市	42,000
15	稚内市	41,000	78	一関市	52,000	141	長井市	46,000
16	美唄市	37,000	79	陸前高田市	31,000	142	天童市	49,000
17	芦別市	33,000	80	釜石市	37,000	143	東根市	52,000
18	江別市	44,000	81	二戸市	42,000	144	尾花沢市	38,000
19	赤平市	22,000	82	八幡平市	43,000	145	南陽市	47,000
20	紋別市	38,000	83	奥州市	48,000	146	河北町	38,000
21	士別市	33,000	84	滝沢市	51,000	147	高畠町	55,000
22	名寄市	44,000	85	磐石町	39,000	148	川西町	43,000
23	三笠市	25,000	86	紫波町	47,000	149	庄内町	37,000
24	根室市	35,000	87	矢巾町	53,000	150	福島県	48,000
25	千歳市	49,000	88	金ヶ崎町	63,000	151	福島市	50,000
26	滝川市	44,000	89	山田町	40,000	152	会津若松市	44,000
27	砂川市	38,000	90	洋野町	30,000	153	郡山市	53,000
28	歌志内市	24,000	91	宮城県	55,000	154	いわき市	46,000
29	深川市	39,000	92	仙台市	59,000	155	白河市	46,000
30	富良野市	43,000	93	石巻市	40,000	156	須賀川市	53,000
31	登別市	41,000	94	塩竈市	45,000	157	喜多方市	42,000
32	恵庭市	49,000	95	気仙沼市	32,000	158	相馬市	44,000
33	伊達市	48,000	96	白石市	46,000	159	二本松市	42,000
34	北広島市	47,000	97	名取市	55,000	160	田村市	42,000
35	石狩市	49,000	98	角田市	48,000	161	南相馬市	43,000
36	北斗市	46,000	99	多賀城市	51,000	162	伊達市	48,000
37	当別町	36,000	100	岩沼市	52,000	163	本宮市	49,000
38	七飯町	47,000	101	登米市	47,000	164	南会津町	38,000
39	森町	41,000	102	栗原市	43,000	165	猪苗代町	38,000
40	八雲町	41,000	103	東松島市	42,000	166	会津坂下町	38,000
41	俱知安町	52,000	104	大崎市	52,000	167	会津美里町	32,000
42	余市町	46,000	105	富谷市	60,000	168	西郷村	45,000
43	美幌町	36,000	106	大河原町	54,000	169	矢吹町	48,000
44	遠軽町	33,000	107	柴田町	49,000	170	石川町	35,000
45	白老町	29,000	108	亶理町	46,000	171	三春町	46,000
46	新ひだか町	38,000	109	七ヶ浜町	45,000	172	茨城県	51,000
47	音更町	47,000	110	利府町	59,000	173	水戸市	52,000
48	芽室町	44,000	111	大和町	50,000	174	日立市	46,000
49	幕別町	41,000	112	加美町	38,000	175	土浦市	49,000
50	釧路町	50,000	113	涌谷町	33,000	176	古河市	53,000
51	別海町	39,000	114	美里町	43,000	177	石岡市	50,000
52	中標津町	46,000	115	秋田県	45,000	178	結城市	52,000
53	青森県	45,000	116	秋田市	48,000	179	龍ヶ崎市	46,000
54	青森市	48,000	117	能代市	35,000	180	下妻市	45,000
55	弘前市	47,000	118	横手市	45,000	181	常総市	49,000
56	八戸市	45,000	119	大館市	42,000	182	常陸太田市	48,000
57	黒石市	38,000	120	男鹿市	28,000	183	高萩市	43,000
58	五所川原市	36,000	121	湯沢市	43,000	184	北茨城市	42,000
59	十和田市	47,000	122	鹿角市	36,000	185	笠間市	46,000
60	三沢市	50,000	123	由利本荘市	43,000	186	取手市	52,000
61	むつ市	45,000	124	潟上市	41,000	187	牛久市	59,000
62	つがる市	35,000	125	大仙市	48,000	188	つくば市	58,000
63	平川市	44,000	126	北秋田市	40,000	189	ひたちなか市	53,000

(※) 掲載されていない市区町村については、所在する都道府県の金額を国庫補助基準額とする。

別紙

NO	自治体	基準額 (円)
190	鹿嶋市	49,000
191	潮来市	48,000
192	守谷市	66,000
193	常陸大宮市	44,000
194	那珂市	58,000
195	筑西市	45,000
196	坂東市	54,000
197	稲敷市	44,000
198	かずみがうら市	51,000
199	桜川市	43,000
200	神栖市	50,000
201	行方市	45,000
202	銚田市	47,000
203	つくばみらい市	62,000
204	小美玉市	45,000
205	茨城町	47,000
206	大洗町	41,000
207	城里町	32,000
208	東海村	55,000
209	大子町	49,000
210	美浦村	23,000
211	阿見町	38,000
212	八千代町	46,000
213	境町	47,000
214	利根町	60,000
215	栃木県	51,000
216	宇都宮市	55,000
217	足利市	48,000
218	栃木市	49,000
219	佐野市	49,000
220	鹿沼市	48,000
221	日光市	40,000
222	小山市	54,000
223	真岡市	51,000
224	大田原市	44,000
225	矢板市	39,000
226	那須塩原市	47,000
227	さくら市	46,000
228	那須烏山市	41,000
229	下野市	47,000
230	上三川町	57,000
231	益子町	55,000
232	芳賀町	42,000
233	壬生町	53,000
234	野木町	54,000
235	高根沢町	54,000
236	那須町	55,000
237	那珂川町	30,000
238	群馬県	49,000
239	前橋市	50,000
240	高崎市	52,000
241	桐生市	40,000
242	伊勢崎市	53,000
243	太田市	47,000
244	沼田市	46,000
245	館林市	48,000
246	渋川市	43,000
247	藤岡市	46,000
248	富岡市	43,000
249	安中市	39,000
250	みどり市	45,000
251	吉岡町	57,000
252	中之条町	35,000
253	みなかみ町	23,000
254	玉村町	50,000
255	板倉町	44,000
256	大泉町	48,000
257	邑楽町	50,000

NO	自治体	基準額 (円)
258	埼玉県	66,000
259	さいたま市	72,000
260	川越市	61,000
261	熊谷市	54,000
262	川口市	75,000
263	行田市	49,000
264	秩父市	41,000
265	所沢市	67,000
266	飯能市	57,000
267	加須市	48,000
268	本庄市	47,000
269	東松山市	53,000
270	春日部市	59,000
271	狭山市	58,000
272	羽生市	53,000
273	鴻巣市	54,000
274	深谷市	54,000
275	上尾市	60,000
276	草加市	65,000
277	越谷市	69,000
278	蕨市	75,000
279	戸田市	79,000
280	入間市	60,000
281	朝霞市	76,000
282	志木市	73,000
283	和光市	79,000
284	新座市	70,000
285	桶川市	66,000
286	久喜市	53,000
287	北本市	54,000
288	八潮市	69,000
289	富士見市	72,000
290	三郷市	65,000
291	蓮田市	65,000
292	坂戸市	54,000
293	幸手市	47,000
294	鶴ヶ島市	61,000
295	日高市	51,000
296	吉川市	65,000
297	ふじみ野市	68,000
298	白岡市	70,000
299	伊奈町	61,000
300	三芳町	59,000
301	毛呂山町	46,000
302	滑川町	60,000
303	嵐山町	51,000
304	小川町	49,000
305	川島町	48,000
306	吉見町	62,000
307	上里町	47,000
308	寄居町	49,000
309	宮代町	51,000
310	杉戸町	52,000
311	松伏町	56,000
312	千葉県	65,000
313	千葉市	63,000
314	銚子市	43,000
315	市川市	75,000
316	船橋市	69,000
317	館山市	49,000
318	木更津市	56,000
319	松戸市	64,000
320	野田市	56,000
321	茂原市	50,000
322	成田市	56,000
323	佐倉市	62,000
324	東金市	52,000
325	旭市	44,000

NO	自治体	基準額 (円)
326	習志野市	67,000
327	柏市	72,000
328	勝浦市	39,000
329	市原市	56,000
330	流山市	67,000
331	八千代市	64,000
332	我孫子市	60,000
333	鴨川市	56,000
334	鎌ヶ谷市	62,000
335	君津市	49,000
336	富津市	44,000
337	浦安市	80,000
338	四街道市	58,000
339	袖ヶ浦市	57,000
340	八街市	49,000
341	印西市	74,000
342	白井市	68,000
343	富里市	57,000
344	南房総市	45,000
345	匝瑳市	47,000
346	香取市	53,000
347	山武市	48,000
348	いすみ市	52,000
349	大網白里市	55,000
350	酒々井町	48,000
351	栄町	56,000
352	九十九里町	49,000
353	横芝光町	34,000
354	東京都	82,000
355	千代田区	82,000
356	中央区	82,000
357	港区	82,000
358	新宿区	82,000
359	文京区	82,000
360	台東区	82,000
361	墨田区	82,000
362	江東区	82,000
363	品川区	82,000
364	目黒区	82,000
365	大田区	82,000
366	世田谷区	82,000
367	渋谷区	82,000
368	中野区	82,000
369	杉並区	82,000
370	豊島区	82,000
371	北区	80,000
372	荒川区	82,000
373	板橋区	77,000
374	練馬区	82,000
375	足立区	71,000
376	葛飾区	72,000
377	江戸川区	82,000
378	八王子市	61,000
379	立川市	63,000
380	武蔵野市	82,000
381	三鷹市	82,000
382	青梅市	59,000
383	府中市	74,000
384	昭島市	62,000
385	調布市	82,000
386	町田市	64,000
387	小金井市	77,000
388	小平市	63,000
389	日野市	66,000
390	東村山市	64,000
391	国分寺市	74,000
392	国立市	77,000
393	福生市	58,000

(※) 掲載されていない市区町村については、所在する都道府県の金額を国庫補助基準額とする。

別紙

NO	自治体	基準額 (円)
394	狛江市	70,000
395	東大和市	58,000
396	清瀬市	59,000
397	東久留米市	66,000
398	武蔵村山市	49,000
399	多摩市	65,000
400	稲城市	73,000
401	羽村市	69,000
402	あきる野市	64,000
403	西東京市	76,000
404	瑞穂町	46,000
405	日の出町	62,000
406	神奈川県	76,000
407	横浜市	79,000
408	川崎市	82,000
409	相模原市	66,000
410	横須賀市	58,000
411	平塚市	62,000
412	鎌倉市	82,000
413	藤沢市	77,000
414	小田原市	61,000
415	茅ヶ崎市	73,000
416	逗子市	81,000
417	三浦市	79,000
418	秦野市	55,000
419	厚木市	62,000
420	大和市	69,000
421	伊勢原市	58,000
422	海老名市	70,000
423	座間市	61,000
424	南足柄市	60,000
425	綾瀬市	62,000
426	葉山町	82,000
427	寒川町	54,000
428	大磯町	75,000
429	二宮町	58,000
430	大井町	61,000
431	開成町	66,000
432	湯河原町	58,000
433	愛川町	52,000
434	新潟県	51,000
435	新潟市	53,000
436	長岡市	54,000
437	三条市	52,000
438	柏崎市	45,000
439	新発田市	48,000
440	小千谷市	44,000
441	加茂市	37,000
442	十日町市	49,000
443	見附市	52,000
444	村上市	47,000
445	燕市	51,000
446	糸魚川市	51,000
447	妙高市	50,000
448	五泉市	43,000
449	上越市	51,000
450	阿賀野市	42,000
451	佐渡市	39,000
452	魚沼市	40,000
453	南魚沼市	46,000
454	胎内市	40,000
455	富山県	49,000
456	富山市	51,000
457	高岡市	48,000
458	魚津市	54,000
459	氷見市	43,000
460	滑川市	42,000
461	黒部市	37,000

NO	自治体	基準額 (円)
462	砺波市	52,000
463	小矢部市	48,000
464	南砺市	45,000
465	射水市	47,000
466	上市町	41,000
467	立山町	50,000
468	入善町	45,000
469	石川県	52,000
470	金沢市	54,000
471	七尾市	44,000
472	小松市	53,000
473	輪島市	33,000
474	珠洲市	22,000
475	加賀市	41,000
476	羽咋市	47,000
477	かほく市	51,000
478	白山市	49,000
479	能美市	45,000
480	野々市市	53,000
481	津幡町	53,000
482	内灘町	57,000
483	志賀町	32,000
484	中能登町	33,000
485	能登町	39,000
486	福井県	49,000
487	福井市	51,000
488	敦賀市	47,000
489	小浜市	47,000
490	大野市	46,000
491	勝山市	34,000
492	鯖江市	53,000
493	あわら市	40,000
494	越前市	49,000
495	坂井市	46,000
496	永平寺町	54,000
497	越前町	43,000
498	若狭町	42,000
499	山梨県	49,000
500	甲府市	50,000
501	富士吉田市	42,000
502	都留市	45,000
503	山梨市	44,000
504	大月市	42,000
505	韭崎市	48,000
506	南アルプス市	54,000
507	北杜市	38,000
508	甲斐市	54,000
509	笛吹市	56,000
510	上野原市	46,000
511	甲州市	46,000
512	中央市	56,000
513	市川三郷町	30,000
514	富士川町	32,000
515	昭和町	55,000
516	富士河口湖町	44,000
517	長野県	49,000
518	長野市	51,000
519	松本市	52,000
520	上田市	47,000
521	岡谷市	51,000
522	飯田市	49,000
523	諏訪市	56,000
524	須坂市	47,000
525	小諸市	40,000
526	伊那市	45,000
527	駒ヶ根市	45,000
528	中野市	47,000
529	大町市	36,000

NO	自治体	基準額 (円)
530	飯山市	40,000
531	茅野市	49,000
532	塩尻市	54,000
533	佐久市	49,000
534	千曲市	49,000
535	東御市	49,000
536	安曇野市	53,000
537	軽井沢町	59,000
538	御代田町	55,000
539	下諏訪町	53,000
540	辰野町	43,000
541	箕輪町	51,000
542	南箕輪村	42,000
543	岐阜県	51,000
544	岐阜市	52,000
545	大垣市	52,000
546	高山市	52,000
547	多治見市	54,000
548	関市	47,000
549	中津川市	49,000
550	美濃市	43,000
551	瑞浪市	49,000
552	羽島市	51,000
553	恵那市	42,000
554	美濃加茂市	51,000
555	土岐市	45,000
556	各務原市	50,000
557	可児市	54,000
558	山県市	38,000
559	瑞穂市	56,000
560	飛騨市	49,000
561	本巣市	48,000
562	郡上市	37,000
563	下呂市	37,000
564	海津市	43,000
565	岐南町	59,000
566	笠松町	56,000
567	養老町	35,000
568	垂井町	39,000
569	神戸町	54,000
570	揖斐川町	41,000
571	大野町	56,000
572	池田町	48,000
573	北方町	53,000
574	御嵩町	42,000
575	静岡県	57,000
576	静岡市	61,000
577	浜松市	56,000
578	沼津市	58,000
579	熱海市	64,000
580	三島市	57,000
581	富士宮市	55,000
582	伊東市	47,000
583	島田市	53,000
584	富士市	56,000
585	磐田市	54,000
586	焼津市	56,000
587	掛川市	56,000
588	藤枝市	57,000
589	御殿場市	56,000
590	袋井市	51,000
591	下田市	46,000
592	裾野市	50,000
593	湖西市	52,000
594	伊豆市	45,000
595	御前崎市	43,000
596	菊川市	52,000
597	伊豆の国市	56,000

(※) 掲載されていない市区町村については、所在する都道府県の金額を国庫補助基準額とする。

別紙

NO	自治体	基準額 (円)
598	牧之原市	42,000
599	函南町	64,000
600	清水町	64,000
601	長泉町	59,000
602	小山町	33,000
603	吉田町	47,000
604	森町	36,000
605	愛知県	59,000
606	名古屋市	63,000
607	豊橋市	54,000
608	岡崎市	57,000
609	一宮市	55,000
610	瀬戸市	45,000
611	半田市	54,000
612	春日井市	58,000
613	豊川市	53,000
614	津島市	50,000
615	碧南市	55,000
616	刈谷市	58,000
617	豊田市	56,000
618	安城市	57,000
619	西尾市	50,000
620	蒲郡市	51,000
621	犬山市	50,000
622	常滑市	47,000
623	江南市	51,000
624	小牧市	52,000
625	稲沢市	59,000
626	新城市	49,000
627	東海市	55,000
628	大府市	60,000
629	知多市	56,000
630	知立市	56,000
631	尾張旭市	61,000
632	高浜市	53,000
633	岩倉市	59,000
634	豊明市	57,000
635	日進市	70,000
636	田原市	47,000
637	愛西市	58,000
638	清須市	62,000
639	北名古屋	64,000
640	弥富市	60,000
641	みよし市	60,000
642	あま市	59,000
643	長久手市	62,000
644	東郷町	59,000
645	豊山町	57,000
646	大口町	53,000
647	扶桑町	59,000
648	大治町	61,000
649	蟹江町	59,000
650	阿久比町	54,000
651	東浦町	57,000
652	南知多町	39,000
653	美浜町	38,000
654	武豊町	52,000
655	幸田町	57,000
656	三重県	51,000
657	津市	50,000
658	四日市市	52,000
659	伊勢市	52,000
660	松阪市	51,000
661	桑名市	56,000
662	鈴鹿市	53,000
663	名張市	59,000
664	尾鷲市	34,000
665	亀山市	48,000

NO	自治体	基準額 (円)
666	鳥羽市	29,000
667	熊野市	34,000
668	いなべ市	51,000
669	志摩市	43,000
670	伊賀市	50,000
671	東員町	67,000
672	菰野町	59,000
673	明和町	38,000
674	玉城町	47,000
675	紀北町	37,000
676	滋賀県	55,000
677	大津市	59,000
678	彦根市	47,000
679	長浜市	56,000
680	近江八幡市	53,000
681	草津市	55,000
682	守山市	61,000
683	栗東市	62,000
684	甲賀市	53,000
685	野洲市	60,000
686	湖南市	52,000
687	高島市	46,000
688	東近江市	52,000
689	米原市	52,000
690	日野町	48,000
691	愛荘町	43,000
692	京都府	63,000
693	京都市	65,000
694	福知山市	52,000
695	舞鶴市	46,000
696	綾部市	45,000
697	宇治市	58,000
698	宮津市	43,000
699	亀岡市	54,000
700	城陽市	60,000
701	向日市	65,000
702	長岡京市	69,000
703	八幡市	51,000
704	京田辺市	55,000
705	京丹後市	39,000
706	南丹市	47,000
707	木津川市	65,000
708	大山崎町	56,000
709	久御山町	47,000
710	精華町	63,000
711	与謝野町	46,000
712	大阪府	63,000
713	大阪市	66,000
714	堺市	55,000
715	岸和田市	50,000
716	豊中市	73,000
717	池田市	68,000
718	吹田市	71,000
719	泉大津市	56,000
720	高槻市	62,000
721	貝塚市	44,000
722	守口市	61,000
723	枚方市	58,000
724	茨木市	71,000
725	八尾市	59,000
726	泉佐野市	49,000
727	富田林市	54,000
728	寝屋川市	55,000
729	河内長野市	52,000
730	松原市	57,000
731	大東市	54,000
732	和泉市	56,000
733	箕面市	70,000

NO	自治体	基準額 (円)
734	柏原市	56,000
735	羽曳野市	54,000
736	門真市	57,000
737	摂津市	62,000
738	高石市	61,000
739	藤井寺市	59,000
740	東大阪市	59,000
741	泉南市	48,000
742	四條畷市	56,000
743	交野市	57,000
744	大阪狭山市	54,000
745	阪南市	47,000
746	島本町	66,000
747	豊能町	63,000
748	忠岡町	56,000
749	熊取町	50,000
750	岬町	34,000
751	河南町	44,000
752	兵庫県	63,000
753	神戸市	63,000
754	姫路市	53,000
755	尼崎市	62,000
756	明石市	57,000
757	西宮市	74,000
758	洲本市	49,000
759	芦屋市	82,000
760	伊丹市	62,000
761	相生市	49,000
762	豊岡市	51,000
763	加古川市	55,000
764	赤穂市	48,000
765	西脇市	43,000
766	宝塚市	82,000
767	三木市	53,000
768	高砂市	47,000
769	川西市	64,000
770	小野市	46,000
771	三田市	61,000
772	加西市	52,000
773	丹波篠山市	54,000
774	養父市	49,000
775	丹波市	52,000
776	南あわじ市	51,000
777	朝来市	49,000
778	淡路市	41,000
779	宍粟市	47,000
780	加東市	51,000
781	たつの市	55,000
782	猪名川町	64,000
783	多可町	25,000
784	稲美町	61,000
785	播磨町	53,000
786	福崎町	59,000
787	太子町	55,000
788	上郡町	35,000
789	佐用町	40,000
790	香美町	25,000
791	奈良県	56,000
792	奈良市	60,000
793	大和高田市	47,000
794	大和郡山市	51,000
795	天理市	45,000
796	橿原市	55,000
797	桜井市	45,000
798	五條市	35,000
799	御所市	31,000
800	生駒市	61,000
801	香芝市	67,000

(※) 掲載されていない市区町村については、所在する都道府県の金額を国庫補助基準額とする。

別紙

NO	自治体	基準額 (円)
802	葛城市	58,000
803	宇陀市	35,000
804	平群町	82,000
805	三郷町	46,000
806	斑鳩町	59,000
807	田原本町	61,000
808	上牧町	43,000
809	王寺町	50,000
810	広陵町	58,000
811	河合町	58,000
812	大淀町	44,000
813	和歌山県	48,000
814	和歌山市	53,000
815	海南市	54,000
816	橋本市	47,000
817	有田市	45,000
818	御坊市	40,000
819	田辺市	44,000
820	新宮市	39,000
821	紀の川市	44,000
822	岩出市	53,000
823	かつらぎ町	35,000
824	有田川町	52,000
825	白浜町	37,000
826	那智勝浦町	34,000
827	串本町	41,000
828	鳥取県	46,000
829	鳥取市	46,000
830	米子市	49,000
831	倉吉市	45,000
832	境港市	41,000
833	八頭町	36,000
834	湯梨浜町	44,000
835	琴浦町	33,000
836	大山町	30,000
837	島根県	46,000
838	松江市	49,000
839	浜田市	42,000
840	出雲市	50,000
841	益田市	43,000
842	大田市	45,000
843	安来市	42,000
844	江津市	43,000
845	雲南市	37,000
846	岡山県	53,000
847	岡山市	56,000
848	倉敷市	54,000
849	津山市	47,000
850	玉野市	41,000
851	笠岡市	46,000
852	井原市	44,000
853	総社市	47,000
854	高梁市	39,000
855	新見市	44,000
856	備前市	40,000
857	瀬戸内市	48,000
858	赤磐市	39,000
859	真庭市	44,000
860	美作市	38,000
861	浅口市	49,000
862	広島県	54,000
863	広島市	58,000
864	呉市	48,000
865	竹原市	40,000
866	三原市	49,000
867	尾道市	45,000
868	福山市	53,000
869	府中市	46,000

NO	自治体	基準額 (円)
870	三次市	43,000
871	庄原市	42,000
872	大竹市	43,000
873	東広島市	48,000
874	廿日市市	55,000
875	安芸高田市	45,000
876	江田島市	38,000
877	府中町	64,000
878	海田町	54,000
879	熊野町	46,000
880	北広島町	42,000
881	世羅町	51,000
882	山口県	45,000
883	下関市	43,000
884	宇部市	44,000
885	山口市	49,000
886	萩市	38,000
887	防府市	45,000
888	下松市	46,000
889	岩国市	50,000
890	光市	44,000
891	長門市	37,000
892	柳井市	42,000
893	美祢市	38,000
894	周南市	48,000
895	山陽小野田市	43,000
896	周防大島町	30,000
897	田布施町	38,000
898	徳島県	48,000
899	徳島市	50,000
900	鳴門市	48,000
901	小松島市	46,000
902	阿南市	42,000
903	吉野川市	39,000
904	阿波市	35,000
905	美馬市	32,000
906	三好市	33,000
907	石井町	46,000
908	松茂町	49,000
909	北島町	57,000
910	藍住町	57,000
911	香川県	51,000
912	高松市	54,000
913	丸亀市	49,000
914	坂出市	48,000
915	善通寺市	48,000
916	観音寺市	52,000
917	さぬき市	38,000
918	東かがわ市	44,000
919	三豊市	44,000
920	三木町	43,000
921	宇多津町	60,000
922	綾川町	41,000
923	多度津町	43,000
924	まんのう町	50,000
925	愛媛県	47,000
926	松山市	50,000
927	今治市	45,000
928	宇和島市	46,000
929	八幡浜市	34,000
930	新居浜市	46,000
931	西条市	47,000
932	大洲市	46,000
933	伊予市	45,000
934	四国中央市	46,000
935	西予市	40,000
936	東温市	45,000
937	松前町	46,000

NO	自治体	基準額 (円)
938	砥部町	44,000
939	内子町	29,000
940	愛南町	34,000
941	高知県	46,000
942	高知市	50,000
943	室戸市	22,000
944	安芸市	32,000
945	南国市	44,000
946	土佐市	44,000
947	須崎市	36,000
948	宿毛市	41,000
949	土佐清水市	38,000
950	四万十市	45,000
951	香南市	43,000
952	香美市	43,000
953	いの町	38,000
954	四万十町	26,000
955	福岡県	55,000
956	北九州市	48,000
957	福岡市	61,000
958	大牟田市	40,000
959	久留米市	49,000
960	直方市	43,000
961	飯塚市	43,000
962	田川市	39,000
963	柳川市	49,000
964	八女市	48,000
965	筑後市	51,000
966	大川市	46,000
967	行橋市	46,000
968	豊前市	41,000
969	中間市	42,000
970	小郡市	51,000
971	筑紫野市	56,000
972	春日市	60,000
973	大野城市	60,000
974	宗像市	49,000
975	太宰府市	58,000
976	古賀市	54,000
977	福津市	59,000
978	うきは市	42,000
979	宮若市	38,000
980	嘉麻市	24,000
981	朝倉市	43,000
982	みやま市	43,000
983	糸島市	54,000
984	那珂川市	62,000
985	宇美町	52,000
986	篠栗町	63,000
987	志免町	62,000
988	須恵町	50,000
989	新宮町	64,000
990	粕屋町	62,000
991	水巻町	40,000
992	岡垣町	40,000
993	遠賀町	45,000
994	鞍手町	31,000
995	筑前町	56,000
996	大刀洗町	53,000
997	広川町	52,000
998	川崎町	23,000
999	福智町	27,000
1,000	苅田町	41,000
1,001	みやこ町	26,000
1,002	築上町	28,000
1,003	佐賀県	48,000
1,004	佐賀市	50,000
1,005	唐津市	44,000

(※) 掲載されていない市区町村については、所在する都道府県の金額を国庫補助基準額とする。

別紙

NO	自治体	基準額 (円)
1,006	鳥栖市	51,000
1,007	多久市	39,000
1,008	伊万里市	39,000
1,009	武雄市	48,000
1,010	鹿島市	45,000
1,011	小城市	54,000
1,012	嬉野市	41,000
1,013	神埼市	46,000
1,014	吉野ヶ里町	48,000
1,015	基山町	47,000
1,016	みやき町	51,000
1,017	有田町	44,000
1,018	白石町	40,000
1,019	長崎県	47,000
1,020	長崎市	50,000
1,021	佐世保市	46,000
1,022	島原市	45,000
1,023	諫早市	49,000
1,024	大村市	46,000
1,025	平戸市	36,000
1,026	松浦市	35,000
1,027	対馬市	35,000
1,028	壱岐市	37,000
1,029	五島市	37,000
1,030	西海市	26,000
1,031	雲仙市	38,000
1,032	南島原市	39,000
1,033	長与町	58,000
1,034	時津町	60,000
1,035	新上五島町	30,000
1,036	熊本県	47,000
1,037	熊本市	51,000
1,038	八代市	43,000
1,039	人吉市	40,000
1,040	荒尾市	43,000
1,041	水俣市	32,000
1,042	玉名市	44,000
1,043	山鹿市	38,000
1,044	菊池市	40,000
1,045	宇土市	45,000
1,046	上天草市	36,000
1,047	宇城市	42,000
1,048	阿蘇市	40,000
1,049	天草市	37,000
1,050	合志市	53,000
1,051	長洲町	46,000
1,052	大津町	49,000
1,053	菊陽町	49,000
1,054	御船町	34,000
1,055	益城町	57,000
1,056	山都町	31,000
1,057	芦北町	38,000
1,058	あさぎり町	43,000
1,059	大分県	47,000
1,060	大分市	51,000
1,061	別府市	44,000
1,062	中津市	47,000
1,063	日田市	45,000
1,064	佐伯市	43,000
1,065	臼杵市	43,000
1,066	津久見市	35,000
1,067	竹田市	35,000
1,068	豊後高田市	41,000
1,069	杵築市	36,000
1,070	宇佐市	45,000
1,071	豊後大野市	37,000
1,072	由布市	48,000
1,073	国東市	33,000
1,074	日出町	49,000
1,075	玖珠町	46,000

NO	自治体	基準額 (円)
1,076	宮崎県	43,000
1,077	宮崎市	48,000
1,078	都城市	41,000
1,079	延岡市	41,000
1,080	日南市	38,000
1,081	小林市	45,000
1,082	日向市	41,000
1,083	串間市	38,000
1,084	西都市	34,000
1,085	えびの市	31,000
1,086	三股町	39,000
1,087	国富町	36,000
1,088	高鍋町	35,000
1,089	新富町	38,000
1,090	川南町	32,000
1,091	門川町	35,000
1,092	鹿児島県	44,000
1,093	鹿児島市	51,000
1,094	鹿屋市	39,000
1,095	枕崎市	38,000
1,096	阿久根市	34,000
1,097	出水市	37,000
1,098	指宿市	37,000
1,099	西之表市	34,000
1,100	垂水市	32,000
1,101	薩摩川内市	42,000
1,102	日置市	40,000
1,103	曾於市	37,000
1,104	霧島市	37,000
1,105	いちき串木野市	37,000
1,106	南さつま市	38,000
1,107	志布志市	39,000
1,108	奄美市	37,000
1,109	南九州市	33,000
1,110	伊佐市	29,000
1,111	始良市	44,000
1,112	さつま町	29,000
1,113	肝付町	29,000
1,114	沖縄県	52,000
1,115	那覇市	55,000
1,116	宜野湾市	53,000
1,117	石垣市	51,000
1,118	浦添市	54,000
1,119	名護市	47,000
1,120	糸満市	48,000
1,121	沖縄市	48,000
1,122	豊見城市	53,000
1,123	うるま市	50,000
1,124	宮古島市	42,000
1,125	南城市	49,000
1,126	読谷村	60,000
1,127	北谷町	61,000
1,128	北中城村	59,000
1,129	中城村	59,000
1,130	西原町	51,000
1,131	与那原町	51,000
1,132	南風原町	56,000
1,133	八重瀬町	55,000

(※) 掲載されていない市区町村については、所在する都道府県の金額を国庫補助基準額とする。